

# こわしていませんか、<sup>ゆめ</sup>夢や<sup>まぼろし</sup>希望



結婚や就職は、だれもが夢と希望に満ちて輝くときです。

ところが、結婚相手や就職希望者の居住地・出身地が同和地区であるかどうかを

調べることによって、幸せな結婚生活を夢みている二人が引き裂かれたり、

希望に胸をふくらませている若者が就職の機会を奪われるとしたら…。

それは、人権の侵害であり、許されることではありません。

香川県では、結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査をなくすため、  
「香川県部落差別事象の発生防止に関する条例」を制定しています。【1996(平成8)年3月】

この条例では、県民や事業者に、特定の個人の結婚や就職に際して、次のような行為を  
禁止しています。

- ① 同和地区に住んでいるか、または住んでいたかどうかの調査をしたり、頼んだり、  
引受けたりすること。
- ② 調査のために、同和地区の所在が分かる地図や図書などの資料を提供すること。
- ③ このほか、調査に協力したり、同和地区であるかどうかを教えるなどの、部落差別に  
つながるおそれのある行為をすること。

